五十六　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十七　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十八　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十九　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A-B\times\alpha)+\underline{C+D}$$

（$A-B\times\alpha$が負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に

五十六　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十七　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十八　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十九　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A-B\times\alpha)+\underline{C}$$

（$A-B\times\alpha$が負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に